

優良産業廃棄物処理業者認定等申請添付書類一覧表

No.	添 付 書 類	
1	<p>遵法性に係る基準に適合することを誓約する書面</p>	<p>優良認定の申請の際に受けている産業廃棄物処理業等の許可の有効期間（平成23年4月1日以降に一度だけ優良認定を伴わない許可更新を受け、当該許可の更新期限を待たずして行う優良認定の場合は、当該申請日前5年間）において、特定不利益処分を受けていないことを誓約する書面</p>
2	<p>事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類^{※3}</p>	<p>《産廃情報ネットを利用している場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（公財）産業廃棄物処理事業振興財団の履歴証明書のうち次のもの <ol style="list-style-type: none"> ① 日付順・公表項目毎の更新の一覧 ② 公表開始日^{※1}と申請の直近の日付の「全項目（更新項目の網掛けつき）」 ③ ②の間の「更新項目のみ」 《申請者自らが開設したウェブページを利用している場合》 ・ウェブページアドレス及び更新履歴（日付が明示されたもの）が記載された一覧表 ・ウェブページを次のとおりプリントアウトしたもの^{※2} <ol style="list-style-type: none"> ① 公表開始日^{※1}と申請の直近の日付の全てのページ ② ①の間の更新したそれぞれの時点における該当ページ
3	<p>環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類</p>	<p>次のいずれかの写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO14001の登録証 ・エコアクション21の認証書 ・エコアクション21と相互認証されている地域版EMSの認証書等の写し及び（一財）持続性推進機構が発行する相互認証確認書（原本照合しますので、原本をお持ちください。）
4	<p>電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類</p>	<p>（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが交付する電子マニフェストの加入証の写し又はJWNETの加入者ページから印刷した加入証</p>
5	<p>財務体質の健全性に係る基準のうち、法人税等の納付に係る部分に適合することを証する書類^{※4}</p> <p><u>市町村税、社会保険料及び労働保険料について、県内に複数の関係事業所がある場合は、それぞれの事業所に関する証明書等分かるように一覧表を添付してください。</u></p>	<p>税 （直前3期分）</p> <p>税務署又は地方自治体が発行する次の税目の納税証明書 （国税）法人税及び消費税 （県税）愛知県民税、事業税、不動産取得税及び地方消費税 （市町村税）市町村民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税 市町村税は、愛知県内の全ての事業所が対象となります。</p>
		<p>社会保険料 （直前2年分）</p> <p>年金事務局が発行する社会保険料（愛知県内の産業廃棄物処理業に関する全ての事業所に係るもの）の納入証明書 申請者が国民健康保険の被保険者である場合は、その納入確認書（又は控除証明書等）</p>
		<p>労働保険料 （直前3年分）</p> <p>地方労働局が発行する労働保険料（愛知県内の産業廃棄物処理業に関する全ての事業所に係るもの）の納付済額証明書</p>

(注) 申請に必要な部数は、収集運搬に係る申請の場合は2部、処分に係る申請の場合は3部です。

- ※1 公表開始日とは、全ての公表事項の情報を公開した時点を示します。
初めて優良認定の申請をする場合は、申請の前日6か月以前の日を公表開始日としてください。
既に優良認定又は優良確認を受けた者が優良認定の申請をする場合は、優良認定を受けた直近の更新許可日又は優良確認を受けた日が公表開始日となります。
- ※2 ヘッダーやフッターに年月日を表示してプリントアウトしてください。
- ※3 他の都道府県又は政令市で優良認定又は優良確認を受けている場合は、更新項目をプリントアウトしたものを一部省略できる場合があります。詳細は所管の県民事務所等にご確認ください。
- ※4 納税証明書、社会保険料及び労働保険料の納入証明書は、3か月以内に発行されたものを添付してください（写しのみを添付する場合は、原本照合しますので、原本をお持ちください。）。
なお、各種証明書は未納がないことの証明書で足りません。